No.	意見の要旨	理由	対応案
1	本件改正案は、一定の要件を満たす場合にあっては、指定から 5年間に限り、擁壁式施設等を認めることとするとしています。 これについて、カナダガンを去勢することができれば、卵の 排除等の繁殖防止措置が不要になると思います。 また、万一カナダガンが逃げた場合でも、去勢されていれば、繁殖して我が国の生態系を脅かすおそれがなくなると思います。 したがって、カナダガン等の鳥類に対する去勢技術を確立 し、カナダガン等の飼養等に活用するべきだと思います。		現時点では、鳥類の不妊・去勢については技術的にも難易度が高く、実施できる獣医師も極めて限られており、基準として設けることが困難と考えています。
2	全体を網で覆った飼育施設は反対です。	オープンゲージの飼育で、飛べなくした場合でもいままで問題 なかった。また施設側に大きな費用負担が生じる。	特定飼養等施設の基準は施設として物理的に確実に逸出を防止できるものである必要があり、その観点から定めたものです。オープンケージの場合、管理が不十分な場合は新たに生まれた個体等が逸出する可能性が排除できないと考えています。
3	ガン類は日動水加盟施設が実施している断翼と適切な管理により擁壁式施設でも飼育でき、多くの館園で実績がある。逸出しても断翼個体は飛翔できないため容易に捕獲できる。種の生態に応じた飼養要件を設定すべき。	を	特定飼養等施設の基準は施設として物理的に確実に逸出を防止できるものである必要があり、その観点から定めたものです。擁壁式施設の場合、管理が不十分な場合は新たに生まれた個体等が逸出する可能性が排除できないと考えています。なお、現在擁壁式施設等でも飼養されている個体があることにも鑑み、一定の措置を講ずることとしたうえで、現に展示目的で飼養している施設については5年間擁壁式施設を認める経過措置を設けたところです。いただいた擁壁式施設における飼育に関する情報につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。

		<u></u>	
4	大型水禽のカンダガンは、断翼して飛翔不能として適切に管理 すれば、擁壁式施設で飼育可能。同手法は多くの園館で実績が ある。同種の特徴等の実態を踏まえ、小鳥類とは異なる飼養要 件を設定すべきである。		特定飼養等施設の基準は施設として物理的に確実に逸出を防止できるものである必要があり、その観点から定めたものです。 擁壁式施設の場合、管理が不十分な場合は新たに生まれた個体等が逸出する可能性が排除できないと考えています。
5	外来種として野生化・繁殖し植生等に悪影響を与えているコブ ハクチョウとコクチョウは今後特定外来種として管理すべき種 と考えるが、これらハクチョウ類への今後の対処方法も想定す ると、擁壁式施設が現実的である。		今後の指定の検討等の参考とさせていただきます。
6	意見1(NO.4)で述べたが、断翼し飛翔不能な個体を飼育する 園館は、既に擁壁式施設で適切管理を行ってきた実績があるの で、指定5年を経て問題がなければ、擁壁式施設での飼育継続 を認めるべきである。		特定飼養等施設の基準は施設として物理的に確実に逸出を防止できるものである必要があり、その観点から定めたものです。 擁壁式施設の場合、管理が不十分な場合は新たに生まれた個体等が逸出する可能性が排除できないと考えています。 なお、現在擁壁式施設等でも飼養されている個体があることにも鑑み、一定の措置を講ずることとしたうえで、現に展示目的で飼養している施設については5年間擁壁式施設を認める経過措置を設けたところです。 いただいた擁壁式施設における飼育に関する情報につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。
7	特定飼養施設として,おり型施設等又は移動用施設としていますが,擁壁型施設にすることが適切と考えます。	断翼をすることによって飛行不能となるため,天井部まで遮蔽したおり型は不要と考えます。 擁壁型によって,天井部がない分,設置コストをおそらく安くできます。このことはカナダガンにつづく,コブハクチョウ,コクチョウなどの外来種の収容を検討する場合に重要な点と思います。また,展示の際に天井部がないため,自然に近い形での展示ができる可能性が広がり,それが単におりの中の鳥を見せるよりも,見学者にとってより意味のある展示につながることが期待されます。	特定飼養等施設の基準は施設として物理的に確実に逸出を防止できるものである必要があり、その観点から定めたものです。擁壁式施設の場合、管理が不十分な場合は新たに生まれた個体等が逸出する可能性が排除できないと考えています。なお、現在擁壁式施設等でも飼養されている個体があることにも鑑み、一定の措置を講ずることとしたうえで、現に展示目的で飼養している施設については5年間擁壁式施設を認める経過措置を設けたところです。 いただいた擁壁式施設における飼育に関する情報につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。
8	カナダガンは断翼すれば飛ぶことができないので、擁壁式施設で飼育することが可能である。擁壁式施設は5年間限定ではなく、恒久的に認められるべきと考えます。		特定飼養等施設の基準は施設として物理的に確実に逸出を防止できるものである必要があり、その観点から定めたものです。 擁壁式施設の場合、管理が不十分な場合は新たに生まれた個体等が逸出する可能性が排除できないと考えています。 なお、現在擁壁式施設等でも飼養されている個体があることにも鑑み、一定の措置を講ずることとしたうえで、現に展示目的で飼養している施設については5年間擁壁式施設を認める経過措置を設けたところです。 いただいた擁壁式施設における飼育に関する情報につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。

9	NO.8と同じ	NO.8と同じ	特定飼養等施設の基準は施設として物理的に確実に逸出を防止できるものである必要があり、その観点から定めたものです。擁壁式施設の場合、管理が不十分な場合は新たに生まれた個体等が逸出する可能性が排除できないと考えています。なお、現在擁壁式施設等でも飼養されている個体があることにも鑑み、一定の措置を講ずることとしたうえで、現に展示目的で飼養している施設については5年間擁壁式施設を認める経過措置を設けたところです。いただいた擁壁式施設における飼育に関する情報につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。
10	NO.8と同じ	全体を網で覆った飼育施設の利用しか認めないことにすると、動物園等ではコストがかかりすぎて飼育が不可能になりかねず、違法な放逐を助長する可能性があり現実的ではない。飼育下のガン・ハクチョウ類が野生化するのは飛翔可能な状態で放し飼いされているためで、断翼と適切な管理により擁壁式施設で飼育することは十分に可能である。また、現時点で特定外来種の指定を受けていないが野生化が確認されているコブハクチョウ、コクチョウ等の飼養に関しても、同様の管理が行われるように指導を行うべきである。	ている施設については5年間擁壁式施設を認める経過措置を設けたところです。 なお、特定外来生物の野外への放出等は外来生物法第9条の違

11	5年以内に適合施設を持てない場合、継続飼育をあきらめ殺処 分あるいは標識除去後、野外放出する施設も出かねない。施設	おびひる動物園、八木山動物公園、群馬サフェ山動物園、好路の園、羽村市動物公園、金沢動物園、野毛山動物園、姫路セントラルパーク、アドベンチャー、とべ動物園、海の中道動物の森、九十九島動植物園、熊本市動植物園、平川動物公園、田島の施設では、ガン類は群れを重要視があらにより安心よる。という習習している例が多くできる、という習習している例が多くできる、という習習している例が多くできる。という習習している例が多くであり、一切がから、現状の館園の立地や第では殺処分もも検討のされるのは難しいところが多く、状況次の館園の立地や第では殺処分もも検討のされるいのにないの施設について、たとえば南大のの上が、大路になりかねない。このよかの施設では、歴代のは、本と、大路では、大路では、大路では、大路では、大路では、大路では、大路では、大路では	特定飼養等施設の基準は施設として物理的に確実に逸出を防止できるものである必要があり、その観点から定めたものです。ご指摘の点については今後の検討の参考とさせていただきます。なお、特定外来生物の野外への放出等は外来生物法第9条の違反となり、懲役又は罰金が科されることがあります。
	繁殖計画に基づき増殖させている館園には一定の条件を付して 繁殖を認めるべき。繁殖させることにより得られる生態的知見 も多く、野外でのカナダガンの駆除を進めるうえでも重要な手 がかりになり得る。	いたカナダガンも、その定着した地域により、食性や繁殖ス	管理下において、増減の報告等法令で定められた手続を経て増殖するものを禁止するものではありません。なお、この際にも断翼、識別措置等が必要になります。

13	対応は、現実的に対応可能かつ有効な手段(告示案後出の段 翼、マイクロチップの埋め込み)に絞るべき。施設の改変を求 めることは、現状財政難で困難な館園が多く、今後の外来種対 応にマイナスになる。	でなければ、一時飼養は重要かつ必須になり、さらにカナダガンの寿命が長い(約30年とされる)ことを勘案すれば、十分な受け入れ施設の確保も必須となろう。段翼などの措置は「移行措置」の位置づけであり、このまま施行されると、5年後に	逸出する可能性が排除できないと考えています。 なお、現在擁壁式施設等でも飼養されている個体があることにも鑑み、一定の措置を講ずることとしたうえで、現に展示目的で飼養している施設については5年間擁壁式施設を認める経過措置を設け
14	ガン類の行動は小鳥類とは異なる。断翼と適切な管理により擁 壁式施設でも飼育でき、これまで多くの園館で実績がある。鳥 の生態に応じた飼養要件を設定するべきである。		特定飼養等施設の基準は施設として物理的に確実に逸出を防止できるものである必要があり、その観点から定めたものです。擁壁式施設の場合、管理が不十分な場合は新たに生まれた個体等が逸出する可能性が排除できないと考えています。なお、現在擁壁式施設等でも飼養されている個体があることにも鑑み、一定の措置を講ずることとしたうえで、現に展示目的で飼養している施設については5年間擁壁式施設を認める経過措置を設けたところです。いただいた擁壁式施設における飼育に関する情報につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。
	コプハクチョウ、コクチョウも野生化個体が繁殖し生態系に悪 影響を与えており、近い将来、カナダガンと同等に管理すべき 種と考える。断翼せず放し飼いされている全個体を収容すると 考えると擁壁式施設が現実的だ。		今後の指定の検討等の参考とさせていただきます。
16	野外から除去したカナダガンを飼育展示する園館には、断翼して擁壁式施設で飼育するところもある。5年以内に適合施設を持てない場合、継続飼育ができなくなる。外来種問題の啓発普及上にマイナスである。		特定飼養等施設の基準は施設として物理的に確実に逸出を防止できるものである必要があり、その観点から定めたものです。擁壁式施設の場合、管理が不十分な場合は新たに生まれた個体等が逸出する可能性が排除できないと考えています。なお、現在擁壁式施設等でも飼養されている個体があることにも鑑み、一定の措置を講ずることとしたうえで、現に展示目的で飼養している施設については5年間擁壁式施設を認める経過措置を設けたところです。いただいた擁壁式施設における飼育に関する情報につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。
17	風切羽の羽軸を切る飛翔抑制方法も断翼と解釈される。ここでは「飛行を確実に不能にする断翼」と表現するよりも、具体的に「骨切り術による断翼」とするほうがよい。		ご指摘を踏まえ、骨からの断翼であることを明記します。
	展示目的など計画を持った増殖は条件付で認められるべき。生 息地からの輸入は原則禁止なので、飼育展示される必要羽数は 国内の動物園館で維持していく必要がある。		管理下において、増減の報告等法令で定められた手続を経て増殖するものを禁止するものではありません。なお、この際にも断翼、識別措置等が必要になります。 また、特定外来生物については飼養等許可を受けている場合は、その許可の範囲内において、特定外来生物を輸入し、飼養等することができます。